

民間事業者の最終処分場立地計画に対する距離規制(1kmルール)の改正案の概要

< 県内一律適用の例外 >

市町村から1kmルールの適用例外を文書で要請された場合、当該市町村内での1kmルールの例外を認める

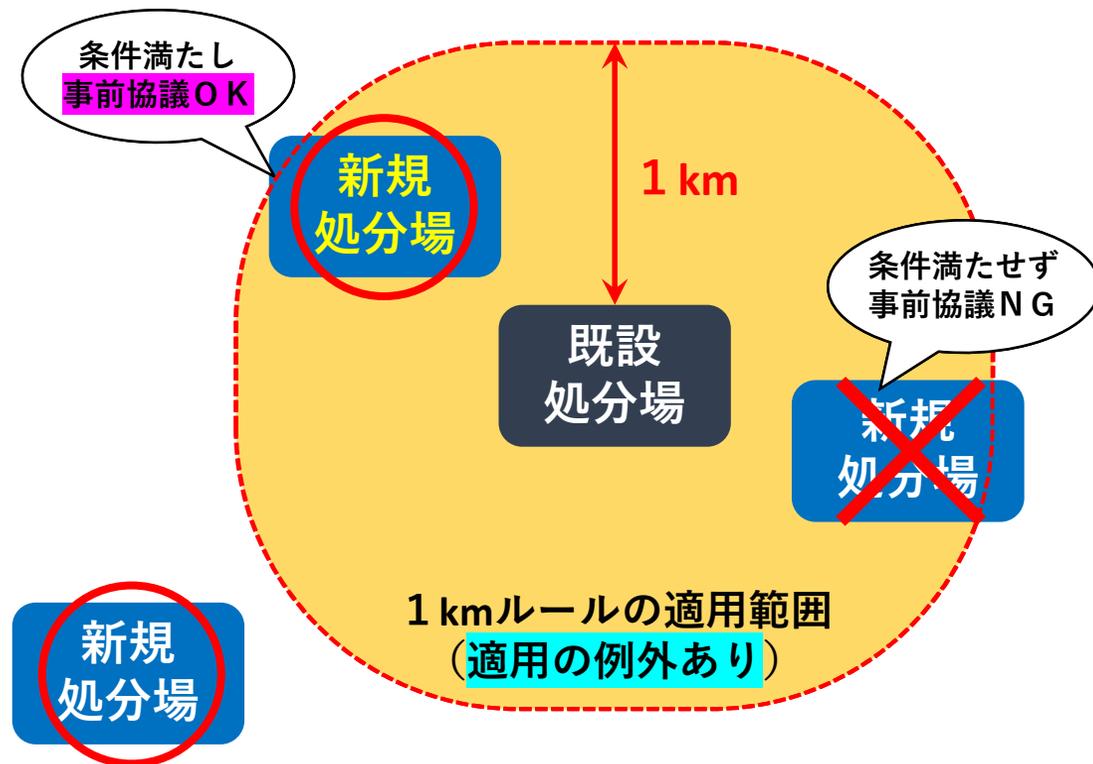
< 事業者を求める事項 >

以下の条件を全て満たすこと

- ① 上記市町村（立地市町村）が、災害廃棄物の受入施設等として、必要と認めること
- ② 関係市町村長又は周辺地域住民等と、生活環境保全協定を締結すること（立地市町村以外の長は確約書も可）
- ③ 廃棄物処理法で定める生活環境影響調査（いわゆるミアセス）を基に、法定基準等より厳しい自主基準を設定するとともに、モニタリング体制を強化すること

【改正案のイメージ図】

- ※ 文書による要請がなければ、現行ルール適用
- ※ 文書による要請があった市町村に限り、条件付で適用例外



⇒ 条件①～③により、集中の抑制を図る